

第3節 フィリピン共和国 (Republic of the Philippines)

労働施策

(参考) 1ペソ=2.30円 (2013年期中平均)

経済情勢は個人消費・輸出に支えられ、近年堅調に推移している。

失業者数は、2013年は約299万人が失業しており、2012年から17万人増加した。

失業率は労働力人口の増加等もあり、ほぼ横ばいとなっている。

1 経済情勢

経済情勢は近年堅調に推移しており、経済の牽引役は需要面から見ると堅調な個人消費・輸出であり、供給面から見るとGDPの約半分を占めるサービス業が中心である。

2000年代に順調な経済成長を遂げた経済は、2008年に世界金融危機を受け成長率は大幅に鈍化したが、2009年はプラスに転じ1.1%の成長となっていた。翌2010年には7.6%と大きく回復し、2011年は3.9%、2012年は6.8%の成長を遂げている。2013年においては、第1四半期の成長率は7.7%、同第2四半期は7.6%、同第3四半期は7.0%となっている。

物価については、2008年に世界的な原油・食料価格の高騰を受け、消費者物価上昇率が9.3%と急伸したものの、2012年は3.2%となっている。2012年第1四半期は3.1%、第2四半期は2.9%、第3四半期は3.5%となっている。

貿易については、2012年の輸出総額は521.0億ドルで対前年比7.9%増、輸入総額は621.2億ドルと前年比2.7%増、貿易収支は100.2億ドルの赤字であった。

表 5-3-1 実質 GDP 成長率及び消費者物価上昇率

年	2009	2010	2011	2012	2013		
					Q1	Q2	Q3
実質 GDP 成長率	1.1	7.6	3.9	6.8	7.7	7.6	7.0
消費者物価上昇率	3.2	3.8	4.6	3.2	3.2	2.7	2.4

資料出所：フィリピン中央銀行 (The Bangko Sentral ng Pilipinas (BSP))
注：各四半期の値は前年同期比

表 5-3-2 輸出入総額及び貿易収支

	2010	2011	2012	2013		
				Q1	Q2	Q3
輸出総額	51,498	48,305	52,100	12,081	13,504	14,463
対前年成長率	34.0	-6.2	7.9	-6.2	-2.7	8.4
輸入総額	54,933	60,496	62,129	14,356	15,259	16,743
対前年成長率	27.5	10.1	2.7	-7.4	-0.1	7.6
貿易収支	-3,435	-12,191	-10,029	-2,275	-1,755	-2,280

資料出所：フィリピン中央銀行 (The Bangko Sentral ng Pilipinas (BSP))
注：各四半期の値は前年同期比

2 雇用・失業対策

(1) 雇用・失業情勢

失業者数は、2012年までは横ばいであったが、2013年は約299万人が失業しており、2012年から17万人増加した。一方、失業率は労働力人口の増加等もあり、ほぼ横ばいの約7.3%となっている。

表 5-3-3 雇用・失業の動向

年	2009	2010	2011	2012	2013
15歳以上人口	59,237	60,718	61,882	62,985	64,093
労働力人口	37,912	38,920	39,976	40,436	40,955
労働力率	64.0	64.1	64.6	64.2	63.9
就業者数	35,060	36,047	37,191	37,600	37,998
失業者数	2,831	2,859	2,814	2,826	2,994
失業率	7.5	7.3	7.0	7.0	7.3

資料出所：フィリピン国家統計局 (National Statistic Office)

(2) 公共職業安定機関

(Public Employment Service Office : PESO)

1999年公共職業安定機関 (PESO) 法に基づき設立・認可された機関であって、職業紹介やカウンセリング等雇用サービスを無料で提供するものとされ、国立大学、地方自治体、NGO、コミュニティ・ベースの各種団体により運営されている。労働雇用省 (DOLE) やその地方事務所はこれら PESO と連携しており、技術指導も行う。これら全体で国家雇用サービスネットを形成している。

中国

韓国

インドネシア

マレーシア

フィリピン
(労働施策)

シンガポール

タイ

ベトナム

(3) 雇用対策

公共職業安定機関（PESO）による職業紹介に加え、労働雇用省（DOLE）による国内及び海外の失業者のための支援策がある。技能訓練・就業のための生活指導。農村労働プログラム、公共雇用サービス局や求人・求職情報マッチングシステム（Phil-JobNet）による雇用促進サービスの他、世界金融危機以降の緊急雇用対策として、Comprehensive Livelihood and Emergency Employment Program（CLEEP）があり、2010年には375,000人が利用した。なお、失業保険に相当する制度は存在しない。

(4) 児童労働対策

ILO138号条約（就業が認められるための最低年齢に関する条約）及びILO182号条約（最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約）を批准しているフィリピンでは、原則として15歳未満の児童は就労できない。しかし、貧困等によって就学していない児童数は中等学校生で全体の4割近くに達している。彼らは生活費を稼ぐために違法就労したり、場合によっては人身取引に巻き込まれたりするケースがある。

政府は、貧困家庭の児童に対しては、教育費の支払い及び就学が可能となるようにするため、夏休み等を利用して収入を得る機会を提供する特別プログラムを設けるなど、提携した企業内での技能の取得（OJT）を支援

する施策等を講じている。さらに職を持たない若者を対象として、労働の実情に触れることにより、労働の価値と労働倫理を養う勤労理解プログラム（WAP）も用意している。

(5) 国外で働くフィリピン人労働者（OFW）

イ 概要

国外で働くフィリピン人労働者（OFW）は年々増加しており、国内の失業率の上昇に歯止めをかけている。フィリピン海外雇用庁（POEA）によると、2012年に国外に派遣されたフィリピン人労働者（OFW）の数は前年比6.8%増の180万2千人で、うち海上労働者（船員等）を除く新規就業者（New Hires）は前年比4.8増の46万人であった。

教育を受け高い技術を有する専門職（エンジニア、看護師等）や船員の多くが海外へ派遣されている。2012年における船員を除くOFWの渡航先の上位はサウジアラビア、アラブ首長国連邦、シンガポール、香港、カタールである。

国外で働くフィリピン人労働者（Overseas Filipino workers：OFW）の増加に伴い、海外からの送金額も年々増加している。2012年においてはGDPの約9%に相当する約213.9億ドルが送金されており、フィリピン経済を支える大きな要因となっている。

表 5-3-4 国外に派遣されたフィリピン人労働者（OFW）の推移

	2008	2009	2010	2011	2012
合計	1,236,013	1,422,586	1,470,826	1,687,831	1,802,031
陸上労働者	974,399	1,092,162	1,123,676	1,318,727	1,435,166
新規就業者	376,973	349,715	341,966	437,720	458,575
再就業者	597,426	742,447	781,710	881,007	976,591
海上労働者（船員等）	261,614	330,424	347,150	369,104	366,865

資料出所：フィリピン海外雇用庁（ROEA）

表 5-3-5 GDP と海外からの送金額の推移

	2008	2009	2010	2011	2012
GDP	174,195	168,335	199,591	224,095	250,182
海外からの送金額	16,427	17,348	18,763	20,117	21,391
比率	9.4%	10.3%	9.4%	9.0%	8.6%

資料出所：フィリピン国家統計調整委員会（NSCB）、フィリピン中央銀行（BSP）

※ GDP は名目 GDP 総額。海外からの送金額は金融機関からの送金額。

ロ 外国からの需要

少子高齢化が進む先進国の中には、看護師及び介護士が不足しており、労働力不足を外国からの労働者で補おうとする国もある。海外雇用庁（POEA）によると、フィリピンから新たに海外へ渡った看護師は2010年で12,431人、介護士は9,293人であり、高止まりの傾向にある。

フィリピンではこれらの職種の志望者が多いことから、看護師は4年制の看護大学、介護士は6ヶ月間専門の期間により教育が行われている。

ハ 日比経済連携協定に基づくフィリピン人看護師・介護福祉士受入れ

日本との関係では、日比経済連携協定（2008年12月発効）に基づき日本の病院・介護福祉施設がフィリピン人看護師・介護福祉士候補者を受け入れている。平成21年度から平成25年度までに累計で821人が日本に入国した。ただし、この受入れの枠組みは看護・介護分野の労働力不足への対応として行うものではなく、経済活動の連携の強化の観点から実施するものである。

(6) 職業能力開発対策

労働力人口は増加を続けており、急激な人口の増加に雇用の創出が追い付かない状況が続いている。このため、人的資源を育て上げ、出稼ぎ労働者等として国際的に売り込むために、職業能力開発が担う役割と期待は非常に大きい。

職業訓練は、技術教育技能開発庁（Technical Education and Skills Development Authority：TESDA）が所管している。技術教育技能開発庁（TESDA）は、職業能力開発計画の策定、訓練プログラムの開発、職業訓練校の認定、資格試験実施者の認定等を実施している。

技術教育技能開発庁（TESDA）は、訓練プログラムを業界団体と協議し、その職業に必要な実践的なスキルが身に付けられるように策定している。訓練プログラムの期間は2か月～8か月で、は原則的に無料で提供している。

特定の職業のための資格だけでなく、外国語研修も実施している。技術教育技能開発庁（TESDA）はフィ

リピン各地に35の語学研修センターを所有しており、アラビア語、英語、韓国語、日本語、中国語、スペイン語の6カ国語の研修を無料で提供している。また、技術教育技能開発庁（TESDA）は中等教育¹以降の中等レベルの職業訓練教育と技能開発を所管しており、「国家技術教育技能開発計画」を定期的に策定し、国際水準を満たした人材を育成する方針を示している。

3 労働条件対策

(1) 労働時間制度

法定労働時間制度は、営利、非営利目的にかかわらず、すべての組織と企業の労働者に適用されるが、政府公務員、管理職、外勤職員、雇用者の扶養家族、家事手伝いのほか、労働雇用大臣が定める出来高払いの労働者には適用されない。

法定労働時間は、1日の標準労働時間は8時間を超えてはならないとされており、労働時間には労働者が勤務、又は指摘された職場にいることを要求された時間などが含まれ、勤務時間中の休憩時間も労働時間と見なされる。

時間外の労働（1日8時間を超える労働）に対しては賃金の25%、深夜（22時～6時）には10%、休日労働に対しては30%の追加手当、法定祝日の労働に対しては100%増しの手当を支払わなければならない。時間外及び休日における労働は代休を付与しても相殺されず、雇用主は時間外労働手当を支払う義務を免除されない。

表 5-3-6 週労働時間の推移

(時間)					
年	2008	2009	2010	2011	2012
週労働時間	41.8	41.2	41.7	41.1	41.2

資料出所：労働雇用省雇用労働統計局
"Philippine Industry Yearbook of Labor Statistics"

(2) 休日等

イ 法定休日

雇用主は労働者に連続した6日の通常勤務ごとに、24時間以上連続して休息を与えなければならない。ただし、緊急の労働を必要とするときなど、一定の場合には免除される。

中国

韓国

インドネシア

マレーシア

フィリピン
(労働施策)

シンガポール

タイ

ベトナム

中国

□ 有給休暇

1年以上勤務した労働者には、1年に5日の有給休暇を取得する権利が与えられる。

ハ その他の休暇

女性と子どもに対する暴力を防止する法律（共和国法9262号）に規定された家庭内暴力の被害者となった女性労働者に対して、年間10日の有給休暇が与えられる休暇や、1年以上勤務した女性労働者が婦人疾患の治療のために付与される休暇がある。

韓国

(3) 育児休暇等

イ 育児休暇手当

社会保障制度に加入し、女性労働者が出産あるいは流産の時点で雇用されている等、必要な条件を満たすすべての女性に適用される。

4回目の出産又は流産まで支給され、平均日給の全額が手当として支給される。

通常分娩、流産の場合は60日の休暇、帝王切開の場合は78日の休暇が与えられる。

インドネシア

マレーシア

□ 父親育児休暇

同居している法律上の配偶者に出産又は流産があった場合、4回目まで7日間の休暇が与えられる。

ハ 単親休暇

18歳未満の子どもを持つ単親の労働者は、1年間で7日間の休暇が与えられる。

(4) 賃金制度

イ 最低賃金制度

（特集第5章「フィリピン」の項目を参照）

□ 給与・賞与等

給与は最低2週間に一度、又は1月に2度、16日以上間隔を開けずに支払う義務がある。また、事業主は、法定賞与（13ヶ月給与）として、1ヶ月分の給与を支払わなければならない。

シンガポール

タイ

ベトナム

(5) 解雇規制

雇用主は、正当又は公に認められる理由がなければ労働者を解雇することはできない。正当な理由とは、労働者が重大な不正行為を行った場合や、常習的な職務怠慢、犯罪行為等が認められる場合を指し、公に認められる理由とは、業務上の人員削減や、疾病により6ヶ月以内に回復が見込まれない場合を指し、いずれかの理由がある場合に解雇が認められる。

正当な理由による解雇は、労働者の責に帰すべき理由を書面で通告し、釈明の機会を与えなければならない。公に認められる理由による解雇は、雇用主は解雇する日の30日前までに労働者と労働雇用省（DOLE）の双方に書面で通知しなければならず、退職金の支払いが義務付けられている。

また、労働法では労働者が退職する権利も認められているが、雇用主が仕事上の混乱を防止するための交代要員を探す期間として、労働者は雇用主に対して退職の日の30日以上前に書面で退職の意思を通知する義務がある。ただし、労働者の名誉、人格に対する重大な侮辱等があった場合などは書面による通知は必要ない。

(6) 安全衛生及び労災保険制度

イ 安全衛生

雇用主は、労働者に対して、安全かつ衛生的な労働環境を与えて、勤労者の勤務中における傷害、疾病、死亡を防ぐべく、労働者数や仕事の性質に応じて無料で診療する医師の配置及び診療所の設置など、あらゆる予防策を講じなければならない。

労働雇用大臣は、地方局長又は権限を付与された機関を通じ、視察の実施や執行権限の行使によって労働安全衛生基準を遵守させている。

□ 労災保険制度

(Employees' Compensation Program : ECP)

表 5-3-7 労災保険制度

名称	労災保険制度 (Employees' Compensation Program : ECP)	
概要	社会保障制度 (SSS) に加入する労働者が労働災害を負った場合の制度。 ①医療給付 (Medical services and Rehabilitation services)、②障害給付 (Disability)、③死亡給付 (Death) 及び ④傷病手当 (Sickness) の給付がなされる。	
根拠法	社会保障法	
運営主体	運営主体 労働雇用省の外局である労災補償委員会 (Employees, Compensation Commission : ECC) が企画、運営。 ECC の主な役割は、次の通りである。 ・ 労災保険プログラムの改善政策・指針の作成 ・ 認可されない労災保険請求の再審理 ・ 職業上の健康、安全、事故防止のための政策立案保険料の徴収及び保険の給付業務は、年金制度の執行機関でもある、社会保障機構 (Social Security System : SSS)、公務員保険機構 (Government Service Insurance System : GSIS) において、年金制度と一体的に運営されている。	
被保険者資格	—	
給付の種類・給付内容	医療給付	・ 医療給付 (Medical services and Rehabilitation services) 傷病を負った場合、傷病が治癒するまでの間、ECC により認定された病院で認定された治療を受ける費用を給付。
	障害給付	・ 傷病手当 (Sickness) 一時的 (120 日未満) な就労不能となった場合は、その期間、標準報酬日額の 90% (10 ペン以上 90 ペン未満) を支給。 ・ 障害給付 (Disability) 120 日以上労働不能又は心身に永続的な障害を負った場合は、法令に定められた障害 (全身障害など) の場合は労働者が死亡するまでの間、部分障害の場合は障害の内容により最大で 50 カ月、標準報酬日額の 90% (10 ペン以上 90 ペン未満) を支給。2)
	死亡給付	・ 死亡給付 (Death) 死亡した労働者に配偶者又は扶養する子どもがいる場合は、一次受益者として標準報酬月額に応じた遺族年金を支給。配偶者及び扶養する子どもがいない場合は、二次受益者として労働者の両親などに一時金を支給。いずれの場合にも、葬儀費用として 3,000 ペンを支給。
財源	保険料	労災補償委員会が決定することとされており、労働者の標準報酬月額により、雇用主が 10 ペン又は 30 ペンを納付。
	国庫負担	収支に赤字があった場合、税財源にて補てんする。
実績	受給者数	—
	支給総額	①医療給付 (Medical services and Rehabilitation services) 35,556,826 ペン ②障害給付 (Disability) 3,369,597,372 ペン ③死亡給付 (Death) 29,169,582,696 ペン ④傷病手当 (Sickness) 1,699,732,150 ペン (2012 年)
基金運用状況	2012 年において、36,257,972,233 ペンの黒字となっている。	

ハ 労働災害の動向

労働災害発生件数は、2011年は約4.9万件であった。このうち約6割が就労を休まなくてもよい軽微なものであった。死亡事故は、161件 (2011年) となっている。

表 5-3-8 労働災害発生件数等の推移

年	2002	2003	2007	2009	2011
労働災害発生件数	57,752	58,720	46,570	39,587	48,975
死亡事故発生件数	302	170	116	113	161

資料出所：労働雇用省雇用労働統計局 (Bureau of Labor and Employment Statistics) "Philippine Industry Yearbook of Labor Statistics"

4 労使関係施策……………

(特集第5章「フィリピン」の項目を参照)

(資料出所)

- ・フィリピン中央銀行 (Bangko Sentral ng Pilipinas (BSP))
 "Economic and Financial Statistics"
<http://www.bsp.gov.ph/>
- ・フィリピン国家統計局 (National Statistics Office)
 "Labor Force Survey"
<http://www.census.gov.ph/statistics/survey/labor-force>

中国

韓国

インドネシア

マレーシア

フィリピン (労働施策)

シンガポール

タイ

ベトナム

中国	<ul style="list-style-type: none"> ・ フィリピン労働雇用省労働雇用統計局 (Bureau of Labor and Employment Statistics) "Philippine Industry Yearbook of Labor Statistics" http://www.bles.dole.gov.ph/PUBLICATIONS/Industry%20Yearbook/Philippine%20Industry%20Yearbook%20of%20Labor%20Statistics.html
韓国	<ul style="list-style-type: none"> ・ "Statistics Overseas Filipinos' Cash Remittances" http://www.poea.gov.ph/stats/statistics.html
インドネシア	
マレーシア	
フィリピン (労働施策)	
シンガポール	
タイ	
ベトナム	